

【 令和3年度 第4回宮城地方最低賃金審議会 資料一覧 】

令和3年8月23日開催

番号	資 料 名
1	1 2021「宮城最低賃金の改正決定」(答申)への異議申出書 (2021年8月17日付け宮城全労協) 2 「2021年宮城地方最低賃金審議会の改定決定に対する異議申立書」 (2021年8月18日付け宮城県労働組合総連合) 3 異議申出書 (令和3年8月19日付け一般社団法人宮城県タクシー協会)
2	令和3年度宮城県特定最低賃金改正の申出について申出人からの意見 (令和3年7月20日第2回本審議事録より抜粋)
3	宮城地方最低賃金審議会宮城県特定最低賃金必要性審議資料

【 参考 】

- ・令和3年宮城県最低賃金の改正答申について
 (宮城労働局 令和3年8月5日記者発表)
- ・全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました
 (厚生労働省 令和3年8月13日記者発表)



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和3年8月5日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長 佐藤 一司
地方賃金指導官 小嶋 秀樹
電話 022 (299) 8841

令和3年度宮城県最低賃金の改正答申について ～28円引上げ（引上げ率3.39%）～

宮城地方最低賃金審議会（会長 工藤^{くどう} 農^{あつし}）は、本年6月29日、宮城労働局長毛利 正から「宮城県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、宮城県最低賃金専門部会を設置し調査審議を重ねてきましたが、同審議会は、8月5日に結論をまとめ、宮城労働局長に対し「時間額853円」に改正することが適当である旨の答申を行いました。

今後は、この答申を受け、異議申出の公示などの諸手続きを経て、宮城県最低賃金が決定されることとなります。（発効予定日—10月1日）

《参考》

令和2年度は、7月5日諮問、8月5日答申、10月1日発効。

《参考資料》

- 宮城県最低賃金の推移（表、グラフ）

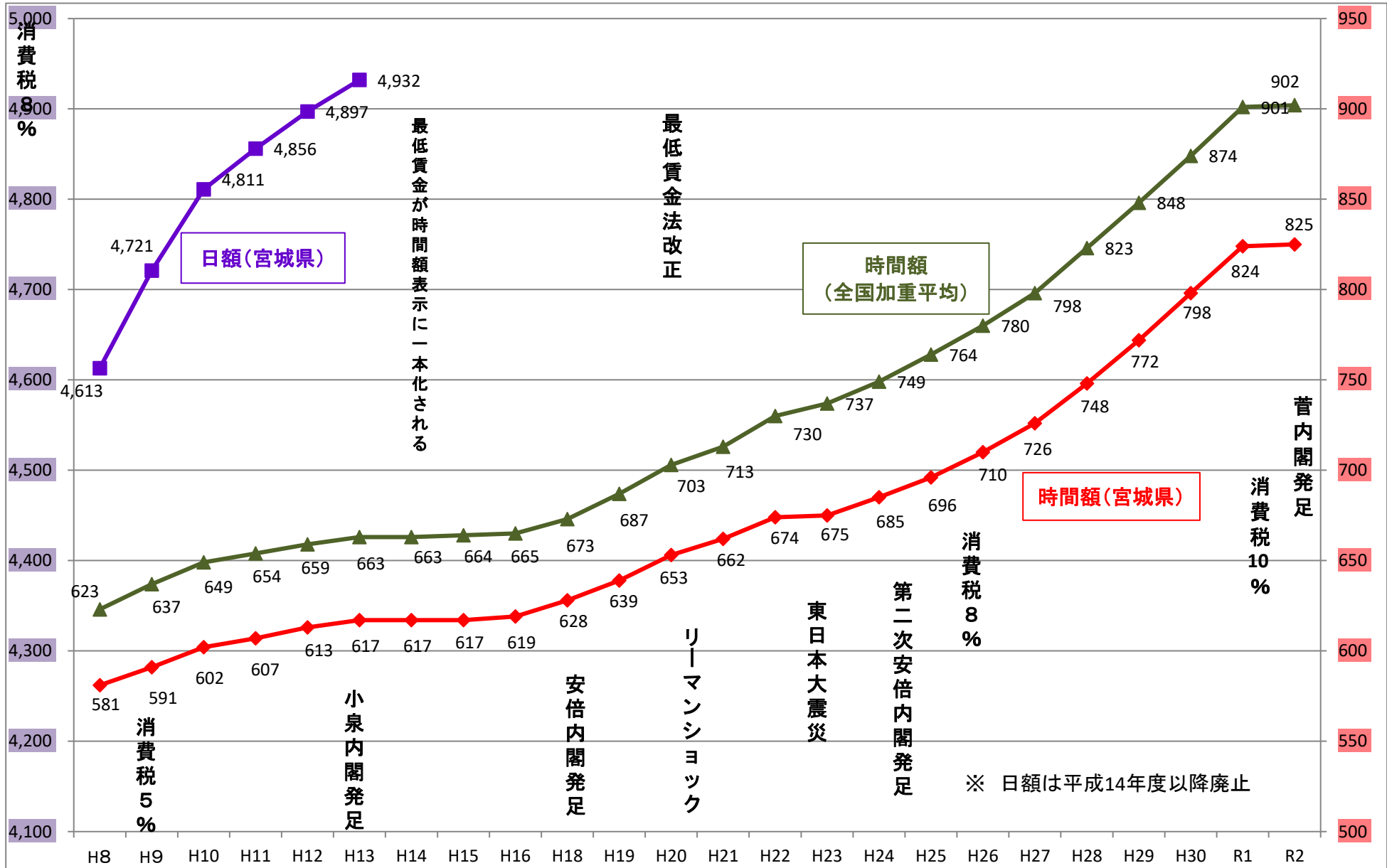
宮城県最低賃金の推移

年度	日額(円)	時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
H9	4,721	591	10	2.34	10月1日
H10	4,811	602	11	1.91	10月1日
H11	4,856	607	5	0.94	10月1日
H12	4,897	613	6	0.84	10月1日
H13	4,932	617	4	0.71	10月1日
H14		617	0	—	10月2日
H15		617	0	—	
H16		619	2	0.32	10月1日
H17		623	4	0.65	10月1日
H18		628	5	0.80	10月1日
H19		639	11	1.75	10月20日
H20		653	14	2.19	10月24日
H21		662	9	1.38	10月24日
H22		674	12	1.81	10月24日
H23		675	1	0.15	10月29日
H24		685	10	1.48	10月19日
H25		696	11	1.61	10月31日
H26		710	14	2.01	10月16日
H27		726	16	2.25	10月3日
H28		748	22	3.03	10月5日
H29		772	24	3.21	10月1日
H30		798	26	3.37	10月1日
R1		824	26	3.26	10月1日
R2		825	1	0.12	10月1日
R3		853	28	3.39	10月1日

日額廃止

《宮城県最低賃金の推移》

単位：円



※ 日額は平成14年度以降廃止

報道関係者 各位

令和3年8月13日
【照会先】
労働基準局賃金課
課長 大塚 弘満
主任中央賃金指導官 小城 英樹
指導係長 片山 豪
(代表電話) 03(5253)1111(内線5546)
(直通電話) 03(3502)6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～ 答申での全国加重平均額は昨年度から28円引上げの930円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和3年度の地域別最低賃金の改定額(以下「改定額」)を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月16日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

【令和3年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、28円～30円、32円の引上げ(引上げ額が28円は40都道府県、29円は4県、30円は2県、32円は1県)
- ・改定額の全国加重平均額は930円(昨年度902円)
- ・全国加重平均額28円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額(1,041円)に対する最低額(820円)の比率は、78.8%(昨年度は78.2%。なお、この比率は7年連続の改善)

(別紙) 令和3年度 地域別最低賃金額答申状況

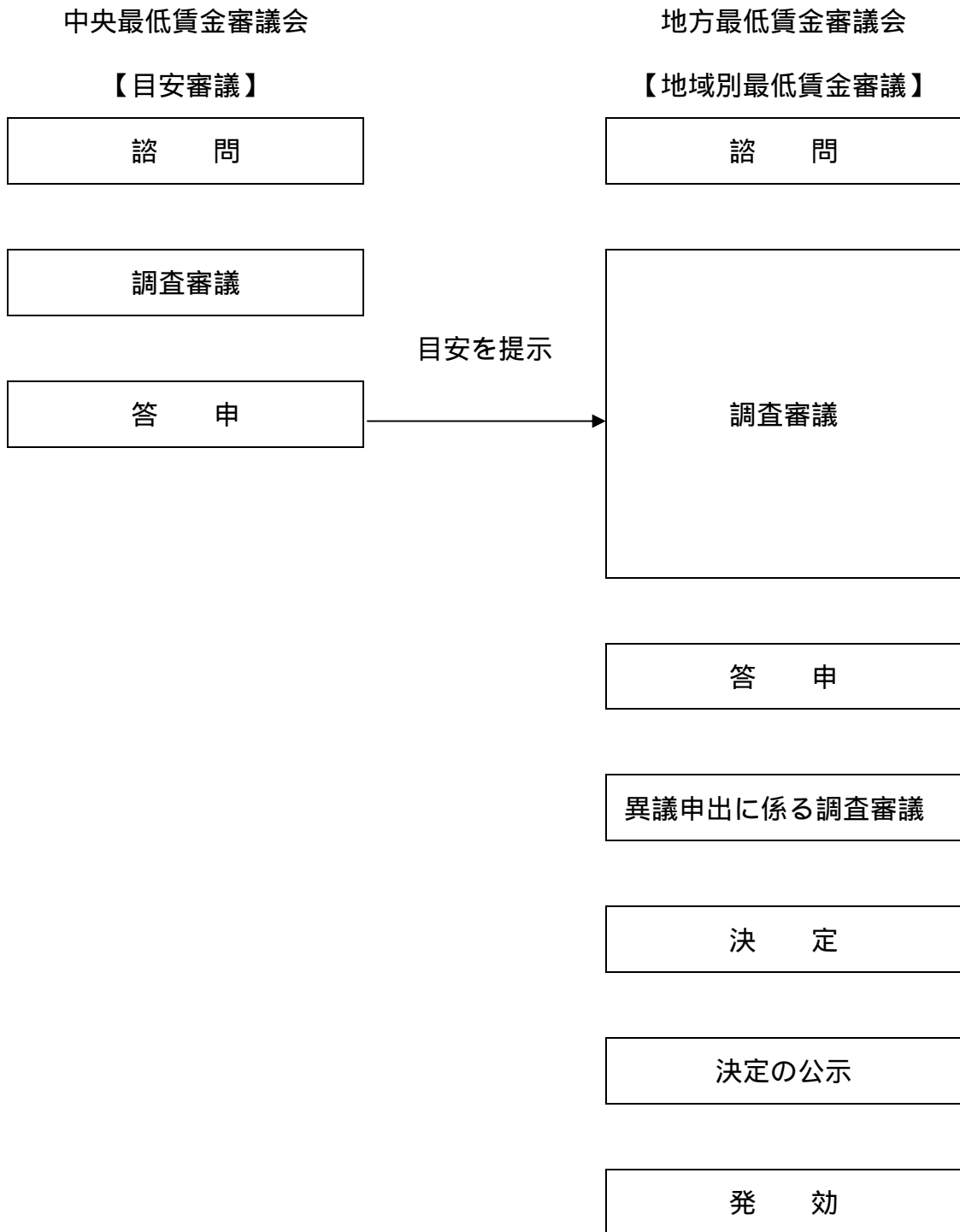
(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和3年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※）	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日
北海道	C	28	889 (861)	28		2021年 10月1日
青森	D	28	822 (793)	29	+1	2021年 10月6日
岩手	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
宮城	C	28	853 (825)	28		2021年 10月1日
秋田	D	28	822 (792)	30	+2	2021年 10月1日
山形	D	28	822 (793)	29	+1	2021年 10月2日
福島	D	28	828 (800)	28		2021年 10月1日
茨城	B	28	879 (851)	28		2021年 10月1日
栃木	B	28	882 (854)	28		2021年 10月1日
群馬	C	28	865 (837)	28		2021年 10月2日
埼玉	A	28	956 (928)	28		2021年 10月1日
千葉	A	28	953 (925)	28		2021年 10月1日
東京	A	28	1041 (1013)	28		2021年 10月1日
神奈川	A	28	1040 (1012)	28		2021年 10月1日
新潟	C	28	859 (831)	28		2021年 10月1日
富山	B	28	877 (849)	28		2021年 10月1日
石川	C	28	861 (833)	28		2021年 10月7日
福井	C	28	858 (830)	28		2021年 10月1日
山梨	B	28	866 (838)	28		2021年 10月1日
長野	B	28	877 (849)	28		2021年 10月1日
岐阜	C	28	880 (852)	28		2021年 10月1日
静岡	B	28	913 (885)	28		2021年 10月2日
愛知	A	28	955 (927)	28		2021年 10月1日
三重	B	28	902 (874)	28		2021年 10月1日
滋賀	B	28	896 (868)	28		2021年 10月1日
京都	B	28	937 (909)	28		2021年 10月1日
大阪	A	28	992 (964)	28		2021年 10月1日
兵庫	B	28	928 (900)	28		2021年 10月1日
奈良	C	28	866 (838)	28		2021年 10月1日
和歌山	C	28	859 (831)	28		2021年 10月1日
鳥取	D	28	821 (792)	29	+1	2021年 10月6日
島根	D	28	824 (792)	32	+4	2021年 10月2日
岡山	C	28	862 (834)	28		2021年 10月2日
広島	B	28	899 (871)	28		2021年 10月1日
山口	C	28	857 (829)	28		2021年 10月1日
徳島	C	28	824 (796)	28		2021年 10月1日
香川	C	28	848 (820)	28		2021年 10月1日
愛媛	D	28	821 (793)	28		2021年 10月1日
高知	D	28	820 (792)	28		2021年 10月2日
福岡	C	28	870 (842)	28		2021年 10月1日
佐賀	D	28	821 (792)	29	+1	2021年 10月6日
長崎	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
熊本	D	28	821 (793)	28		2021年 10月1日
大分	D	28	822 (792)	30	+2	2021年 10月6日
宮崎	D	28	821 (793)	28		2021年 10月6日
鹿児島	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
沖縄	D	28	820 (792)	28		2021年 10月8日
全国加重平均			930 (902)	28		-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

地域別最低賃金の改正手続の流れ



関係労使からの異議申出があった場合に開催